

河口周辺海域でのさけ・ますの採捕禁止(案)

さけ・ます資源の保護を図るため、漁業法第67条第1項の規定に基づく茨城海区漁業調整委員会指示により、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間は、さけ又はますの採捕を禁止する。

河川名	禁止区域	禁止期間
里根川	里根川大津橋中間点から半径900m以内	9月1日～12月31日
江戸上川	里根川大津橋中間点から半径900m以内	9月1日～12月31日
関根川	関根川河口左岸導流堤突端から半径200m以内	9月1日～12月31日
花貫川	花貫川河口左岸導流堤突端から半径300m以内	9月1日～12月31日
十王川	十王川河口基点13号から半径200m以内	9月1日～12月31日
鮎川	鮎川河口左岸コンクリート護岸とコンクリートブロック積護岸の境界点から半径250m以内	9月1日～12月31日
新川	新川河口右岸導流堤突端から半径350m以内	9月1日～12月31日